

片瀬海岸3丁目における津波避難施設の整備について

本市では、地域防災計画に基づく津波避難計画を定めて、「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」（最大津波の到達時間が約12分）を想定津波として、津波浸水想定区域に関わる地域を津波避難対象地域（以下「対象地域」という。）に指定しています。対象地域内では、想定津波を勘案した避難距離の目安（約300m）を踏まえ、対象地域の外部への避難に長距離移動が必要な地域を「長距離避難が必要な地域」とし、近隣の津波避難ビル等を目指すなど、状況に応じた避難先の確保が求められる地域に位置付けています。更には、境川及び引地川の河口部で河川と海岸に挟まれた区域には、想定津波の地震発生後短時間で対象地域外又は津波避難ビルに逃げることができない「津波避難困難区域」も含まれています。

このような中、片瀬海岸3丁目の区域は、長距離避難が必要な地域の中でも、近隣に津波避難ビルや津波一時避難場所が無く、他の区域と比べて著しく津波避難が困難な状況であるため、この区域の住民（約760人）の避難先を確保することについては、本市の津波避難対策における喫緊の課題として捉えています。このことから、片瀬海岸3丁目における津波避難施設の整備について、次のとおり、これまでの経過や、下藤が谷ポンプ場を活用した取組と新たな候補地における施設整備との比較検討の結果、及び方向性等を報告するものです。

1 これまでの経過

(1) 地元町内会からの請願

2012年（平成24年）9月、地元町内会より、「巨大津波に備え高台（片瀬山）への安全な避難路確保と案内標識の整備を求める請願」があり、議会に諮られ採択されました。

(2) 西浜公園津波避難施設の検討

2013年（平成25年）、区域外の南東方向に位置する西浜公園内に、築山タイプの津波避難施設の設置を計画し、ワークショップの開催等により地元調整を図りましたが、避難距離の長さや公園利用継続の課題等から、地元住民から反対を受け、廃案となりました。

(3) 下藤が谷ポンプ場における施設の検討

2014年（平成26年）以降、想定津波の到達予想時間が見直され、より短時間での避難が必要となったことを受け、別の避難施設を整備する取組を始めました。本市の地域防災計画においては、津波浸水想定区域内にある公共施設に、津波避難施設を設置する方針が示されていることから、区域内の北辺部に位置する下藤が谷ポンプ場を活用した整備の検討を進めました。

(4) 下藤が谷ポンプ場津波避難施設の地元調整

2019年（令和元年）6月、下藤が谷ポンプ場建屋周囲の敷地を利用した津波避難施設の整備計画（タワー型、約250人収容、以下「現計画施設」という。）の検討状況等について、地元説明を行いました。地元側は、残りの住民510人の避難計画を示さなければ了承できないこととなり、散会となりました。

同年12月、現計画施設について、再度地元説明を行い、前回の意見を踏まえた内容の計画案を示した結果、何も無いよりは良いとのことでした。一方、この話し

合いの中では、この計画で施設整備が終わりということではなく、住民全体の避難のため、新たな用地を検討・調達することも含め、区域内に第2、第3の津波避難施設の整備を検討するよう、地元側から強い意見・要望を受けました。

(5) 用地の情報収集

2020年（令和2年）3月以降、前年12月の地元説明会の結果を受けて、現計画施設の整備に向けた実施設計等の準備作業を進めるとともに、並行して、不足する避難者収容人数を補うことを念頭に、新たな用地の検討も含めて、地元町内会等からの意見聴取や情報収集等を行いました。

本年5月には、前年度末に現計画施設の実実施設計が完了したことに伴い、その内容を地元町内会の地区回覧にてお知らせすることと併せて、津波避難が困難な住民全体の安全確保の観点から、この区域内における新たな避難施設設置候補地の情報提供の呼びかけを当該地区回覧に掲載して情報収集を行いました。

(6) 新たな情報提供等

本年6月末時点における情報収集の結果としては、今後の利用用途が決まっていない土地を所有している区域内の地権者から、地区住民の避難先の確保に貢献できればという趣旨で、新たな津波避難施設の用地を市に譲渡（売却）する旨の申し出1件（以下「新候補地」という。）を受けました。この申し出を機に、改めて現計画施設と新候補地それぞれの用地等の状況等を整理した上で、津波避難施設の整備を想定した比較検討を行いました。

2 用地の概要等

(1) 現計画施設

- ア 場所：片瀬海岸3丁目7番22号（下藤が谷ポンプ場敷地内）
- イ 規模：173.58㎡（計画における避難床面積）
- ウ 条件：第1種低層住居専用地域、建ぺい率50%、容積率80%
第三号鵜沼風致地区（一部）、第三号境川緑地

(2) 新候補地

- ア 場所：片瀬海岸3丁目9番地内
- イ 規模：963.25㎡（譲渡申し出があった用地全体の面積）
- ウ 条件：第1種低層住居専用地域、建ぺい率50%、容積率80%

3 比較検討

(1) A案（現計画施設+新候補地の一部の活用を想定）

現計画施設を整備するとともに、不足する収容人数分の避難施設を新候補地の一部（約620㎡）に設置する場合をA案としました。

(2) B案（新候補地全部の活用を想定）

新候補地の全部を利用して、区域内住民全員を収容できる避難施設を設置する場合をB案としました。

(3) 比較検討の視点等

現計画施設及び上記の2案について、それぞれの避難者数、避難の迅速性（立地性）、景観、安全性、バリアフリー、事業費、維持管理、発展性、地元理解の9項目の視点から、比較検討の上、評価を行いました。

4 検討結果

(1) 評価の結果

9項目の視点による比較検討の上、評価を行った結果、B案の「新候補地の全部を利用して、区域内住民全員を収容できる避難施設を設置する場合」が、多くの項目で効果が高い評価結果になりました。

(2) 評価におけるB案の主な特記事項

ア 避難者数

一つの施設で、想定する区域内避難者全員が収容できる。

イ 避難の迅速性（立地性）

立地性で、区域内のほぼ中央に位置しているため、区域内からの移動距離が短く、ほぼ全住民が短時間で避難できる。また、現計画施設では施設内への入口が1カ所に限られるが、道路からの入口を2カ所設置可能なため、導線の分散化により、避難の迅速化を図ることができる。

ウ 景観

避難施設の高さが、現計画施設では2層で約9.85mだが、1層で約7mに抑えることができ、周辺の住宅と同じ高さとなり、景観の確保を図ることができる。

エ 安全性

用地が直接河川に面していないため、河岸からの距離があり、河川津波の遡上や流下により越流してくる船舶等危険な漂流物による被害が軽減できる。

オ バリアフリー

用地内にスロープが設置可能なことから、バリアフリー対応を図ることができる。また、備蓄スペースの確保も検討できる。

カ 事業費

2つの施設を2カ所に分散して整備することに比べて、避難施設設置の整備事業費及び維持管理経費が安価となる。

キ 維持管理

上記カと同じ。

ク 発展性

建築条件からは増設が可能であることから、今後の増改築の検討が可能となる。

5 新たな方向性等

(1) 新候補地における施設整備

「人命被害を限りなく減らす」ことを目標に掲げ、全ての市民の安全安心の確保を図る観点から、津波避難が非常に困難な片瀬海岸3丁目の区域については、確実な避難の実現と不安解消のため、現計画施設以外にも新たな避難施設の確保が必要とされています。今回、現計画施設と新候補地の比較検討においては、新候補地における施設整備の評価が高い結果となりました。これらのことを踏まえ、今後は、新候補地を活用した津波避難施設の整備を新たな方向性として、取組を進めることとしました。

(2) 現在の取組

ア 地元理解の促進

新たな方向性については、9月下旬に、地元町内会の役員会において説明を行い、出席者から賛意・了承を得ました。併せて、当該町内会等において、新候補地における津波避難施設整備の方向性に関するお知らせを掲載した地区回覧を実施するとともに、新候補地の隣接住民に直接説明を行う等、地元理解の促進を図っています。

イ 用地取得の協議等

新候補地の取得を念頭に、地元説明と並行して地権者との協議を始め、藤沢市土地開発公社による先行取得に向けた交渉及び手続等を進めています。

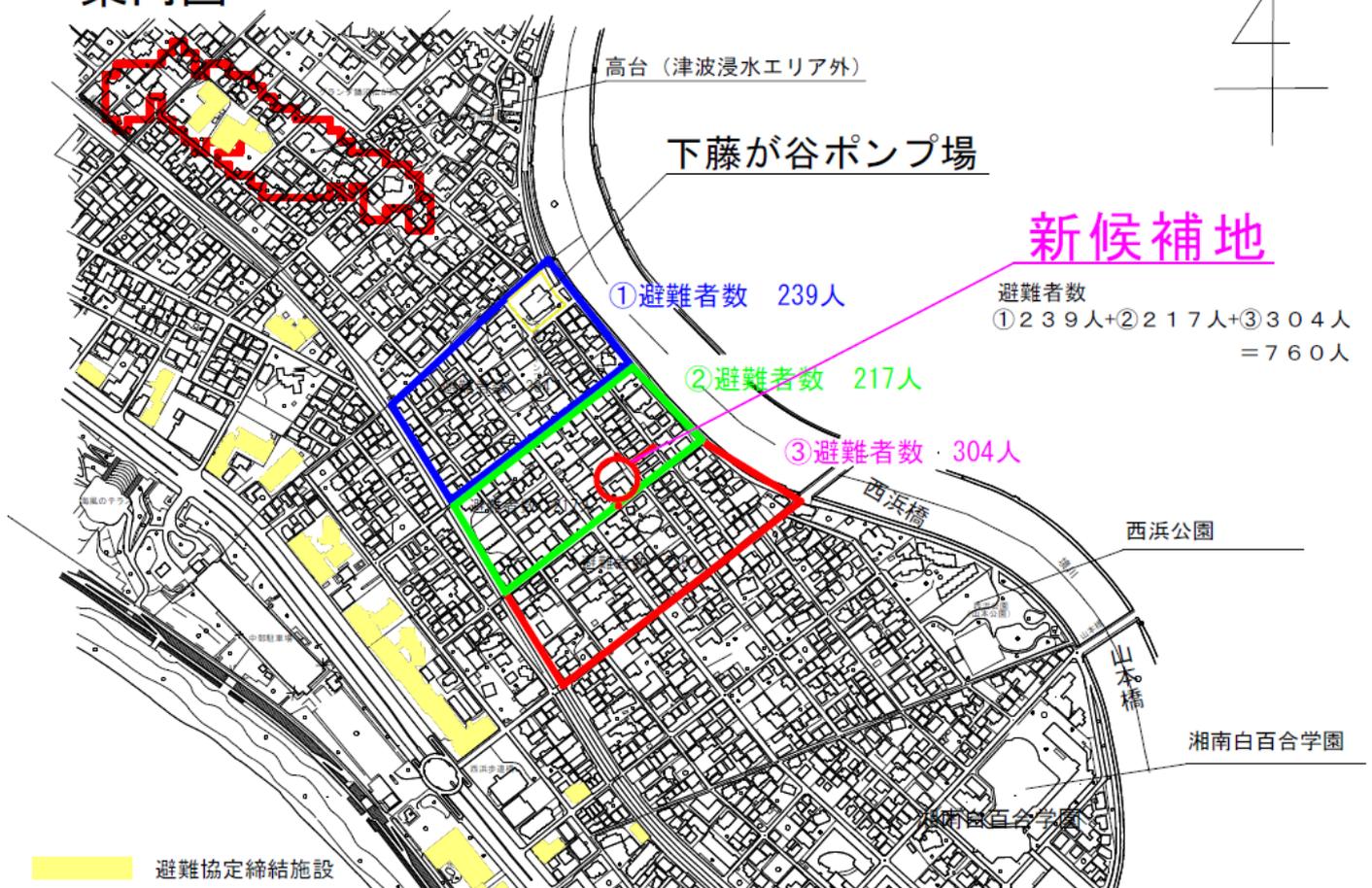
(3) 今後のスケジュール (予定)

2021年(令和3年)12月 土地開発公社による土地の先行取得

2022年(令和4年)4月 基本構想作成等業務の着手

以降 基本設計、地質調査、用地買戻し、実施設計など施設施工に向けた作業を実施

案内図



以上

(防災安全部 防災政策課)